

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議の 開催について

令和4年5月18日
初等中等教育局長決定
令和4年9月30日改訂

1. 趣旨

特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、小学校等において、特別支援教育を必要とする児童生徒が増加している。

また、発達障害の可能性のある児童生徒は、全ての通常の学級に在籍する可能性があるとともに、上述の制度改正等により、学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒が、特別な支援を受けながら、通常の学級等で学んでいる。

これまで、小中学校の通級による指導の担当教師の基礎定数化（2017年度）、高等学校における通級による指導の制度化（2018年度）等により、通級による指導の体制が充実してきている。また、通常の学級において、合理的配慮の提供や、特別支援教育支援員による支援など、一人一人の子供の教育的ニーズに応じた支援が行われている状況にある。

これらのことを踏まえ、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念の更なる実現に向けて、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の実施状況、成果と課題について把握した上で、より効果的な支援施策の在り方について検討を行うため、検討会議を設置する。

2. 検討事項

- (1) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方について
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができるものとする。

4. 期間

令和4年5月18日から令和5年3月31日までとし、その後については必要に応じて延長することとする。

5. その他

- (1) この会議に関する庶務は、初等中等教育局特別支援教育課において行う。
- (2) その他会議の運営に関する事項は、必要に応じて会議に諮って定める。

